

大槌町新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年5月7日

大槌町新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和3年1月27日改定)

はじめに

本年1月7日に緊急事態宣言が発令され、都市部を中心とした11都道府県が対象地区に指定されています。

岩手県においては、直近1週間の新規感染者数(対人口10万人)が1月23日時点において2.53人ですが、全国的にみると15人以上の地域は20都道府県となっており、増加傾向にあります。

このことから、大槌町においては、岩手県の基本的対処方針に習うような形で踏襲し、今後の方針として進めてまいります。

医療関係者を始め、町民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援して下さるようお願いいたします。

1 基本的事項

基本目標	未感染の状態を維持するため、適切な感染対策を実施する。 緊急事態宣言発生地域への往来の自粛をお願いする。 感染拡大している地域や不要不急の往来や外出自粛のお願いを実施している地域との往来は慎重に判断をお願いする。
対策の基本	(1) 個人のみならず、団体、企業、地域などのあらゆる主体が情報を共有し、感染リスク低減のための行動をとるよう周知する。 ①三密(密閉、密集、密接)を避け、マスクの着用や丁寧な手洗いを励行する。 ②ソーシャルディスタンス(社会的距離)を確保する。 (2) 個人の努力が実らずに新型コロナウイルスに感染した場合、速やかにそれを把握し、感染拡大を防ぐ体制を構築する。

2 全般的な方針

(1) これまでの経験や様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止対策等を講じていく。
(2) 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的な社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際に感染状況は地域によって異なることから近隣生活圏域など社会的経済的につながりのある地域の感染状況を留意する。
(3) 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、「感染リスクが高まる『5つの場面』」を回避するとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。
(4) 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
仮に、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策を講じる。

3 実施体制

新型コロナ感染症対策本部並びに岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等特別措置法による対策本部から任意での対策本部に移行したことに伴い、大槌町新型コロナウイルス感染症対策本部も任意による対策本部に移行(5月29日)し、大槌商工会、県立大槌高校、大槌町社会福祉協議会、釜石警察署大槌交番、釜石保健所をはじめとする町内関係団体や岩手県、町民や事業者の協力のもと各種対策を実施する。

4 実施に関する事項

情報提供・共有	<input type="checkbox"/> 町民に必要な情報提供やメッセージの発信、注意喚起 <input type="checkbox"/> 感染情報等について岩手県や近隣自治体との緊密な情報共有 <input type="checkbox"/> 国や県による各種支援策や相談窓口などの周知
感染防止	<input type="checkbox"/> 外出における移動先の記録や検温などの記録のほか、三密を避ける行動に留意 <input type="checkbox"/> 大人数会合等の回避や常時マスク着用の実施 <input type="checkbox"/> 室内の定期的な換気と適度な湿度の確保 <input type="checkbox"/> 飲食業等に対し、従事者や利用者の接触情報や連絡先情報の記録を徹底する。また、感染防止策の徹底を要請 <input type="checkbox"/> 事業所においては、従事者の健康状態や行動歴の記録を徹底する <input type="checkbox"/> 施設等における感染対策の徹底 <input type="checkbox"/> ワクチン接種体制の整備推進
教育	<input type="checkbox"/> 学校の行動基準や具体的な感染症予防対策の対応 <input type="checkbox"/> 児童生徒又は教職員に感染の疑いが生じた場合における適切な対応
経済・雇用対策	<input type="checkbox"/> 産業及び地域経済の保持、景気回復に向けた支援 <input type="checkbox"/> 経営を継続するために必要な費用支援 <input type="checkbox"/> 雇用の維持・就職に向けた支援 <input type="checkbox"/> 事業者の感染予防対策に対する支援
その他重要な留意事項	<input type="checkbox"/> 人権への配慮、社会課題への対応 <input type="checkbox"/> 物資、資材等の調達及び供給支援 <input type="checkbox"/> 地域外来・検査センターへの協力支援

5 感染状況に応じた取り組み

県内における感染区分については下表のとおりとし、それぞれの区分に応じた感染症対策を講じること。

警戒レベル	感染の状況	具体的な取り組み
レベル0	国内感染・県内未感染	情報収集・啓発
レベル1	県内感染・町内未感染	上記の他、健康管理の徹底
レベル2	圏域感染・町内感染(初期)	// 、感染予防対策の実施、施設の閉鎖等
レベル3	町内感染(まん延期)	// 、窓口の集約化、勤務の分散化
レベル4	医療・福祉施設感染	// 、施設の消毒対応、資機材調達支援など
レベル5	行政機関感染	// 、代替庁舎の設置、職員派遣要請など

※陸前高田市、大船渡市、住田町、釜石市、遠野市、山田町及び宮古市で感染者が発生した場合は、「近隣生活圏域内発生」とし、感染症警戒レベルを2とする。

※大槌町及び上記以外の県内自治体で感染者が発生した場合は、「近隣生活圏域外発生」とし、は感染症警戒レベルを1とする。